

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 招 集

第 7 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 令和2年第7回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第105号	専決処分事項の承認について（令和2年度天草市一般会計補正予算 第11号）	令和2年 11月30日		
議第106号	天草市出張所設置条例及び天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第107号	天草市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第108号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第109号	天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第110号	天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第111号	天草市営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第112号	天草市汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第113号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第114号	天草市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第115号	天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第116号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第117号	字の区域の変更について	〃		
議第118号	字の区域の変更について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第119号	工事請負契約の変更について	令和2年 11月30日		
議第120号	指定管理者の指定について（天草市営天草本渡斎場）	〃		
議第121号	公有水面埋立免許に関する意見を述べることにについて	〃		
議第122号	令和2年度天草市一般会計補正予算（第12号）	〃		
議第123号	令和2年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第124号	令和2年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第125号	令和2年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第126号	令和2年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第127号	令和2年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第128号	令和2年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第129号	令和2年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第130号	令和2年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）	〃		
議第131号	令和2年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第132号	令和2年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃		

議第 105 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 11 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第16号

専決処分書

令和2年度天草市一般会計補正予算（第11号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月5日

天草市長 中村五木

（専決処分の理由）

令和2年7月豪雨等及び台風第10号に伴う災害復旧費並びにふるさと応援寄附金の増加に伴う経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度天草市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度天草市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,577,848 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,541,209 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		296,258	5,478	301,736
	1 分担金	44,135	5,478	49,613
15 国庫支出金		17,113,135	473,939	17,587,074
	1 国庫負担金	5,369,714	473,939	5,843,653
16 県支出金		4,285,045	140,220	4,425,265
	2 県補助金	1,452,510	140,220	1,592,730
18 寄附金		700,000	900,000	1,600,000
	1 寄附金	700,000	900,000	1,600,000
19 繰入金		3,474,598	△ 280,089	3,194,509
	2 基金繰入金	3,474,598	△ 280,089	3,194,509
22 市債		5,206,800	338,300	5,545,100
	1 市債	5,206,800	338,300	5,545,100
補正されなかった款項に係る額		33,887,525		33,887,525
歳入合計		64,963,361	1,577,848	66,541,209

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,286,192	611,080	9,897,272
	1 総務管理費	8,599,613	611,080	9,210,693
10 災害復旧費		587,954	966,768	1,554,722
	1 農林水産施設災害復旧費	148,894	243,859	392,753
	2 公共土木施設災害復旧費	414,485	722,909	1,137,394
補正されなかった款項に係る額		55,089,215		55,089,215
歳出合計		64,963,361	1,577,848	66,541,209

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設等）	154,216
		現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	89,643
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	12,000
		現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	710,909

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	361,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。 る。	699,600	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 106 号

天草市出張所設置条例及び天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
の制定について

天草市出張所設置条例及び天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市出張所設置条例及び天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
(天草市出張所設置条例の一部改正)

第 1 条 天草市出張所設置条例（平成 1 8 年天草市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表下津浦出張所の項中「2 5 0 4 番地」を「2 5 0 5 番地 2」に改める。

(天草市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第 2 条 天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）の一部を次  
のように改正する。

別表第 1 下津浦地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

下津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町下津浦 2 5 0 5 番地 2
-----------------	------------------------

別表第 2 下津浦地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

下津浦地区コミュ ニティセンター	大会議室	4 0 0 円	3 0 0 円
	会議室 A	1 0 0 円	1 0 0 円
	会議室 B	1 0 0 円	1 0 0 円
	会議室 C	1 0 0 円	1 0 0 円
	調理実習室	1 0 0 円	1 0 0 円

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

下津浦出張所及び下津浦地区コミュニティセンターの移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 107 号

天草市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 18 年天草市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるため、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第108号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年天草市条  
例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改  
正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年天草市条例第43号)の一部を  
次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年天草市条例第87号)  
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 109 号

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の給与に関する条例(平成 18 年天草市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改める。

第 2 条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 110 号

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年天草市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって任命権者が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、別表防疫等作業手当の項の規定は、適用しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、3,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 2 年 10 月 12 日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当を支給するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 1 号

天草市営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市営火葬場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市営火葬場条例の一部を改正する条例

天草市営火葬場条例（平成 2 0 年天草市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市営牛深火葬場の項中「牛深町 5 1 3 番地 3」を「久玉町 1 0 2 6 番地 4」に改める。

別表 2 天草市営牛深火葬場使用料の表を次のように改める。

2 天草市営牛深火葬場使用料

区分	単位	金額	
		市の区域内に居住していた死亡者	市の区域外に居住していた死亡者
大人（12歳以上）	1体	20,000円	40,000円
小人（12歳未満）	1体	15,000円	30,000円
死産児	1体	10,000円	20,000円
改葬等その他	1体	7,000円	15,000円

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市営牛深火葬場の移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 2 号

天草市汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例

天草市汚泥再生処理センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「浄化槽汚泥」を「浄化槽その他の排水を処理するための設備から生じた汚泥」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（処理等を行う汚泥の種類）

第 2 条の 2 処理センターで処理及び再資源化を行う第 1 条の汚泥の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽（浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。）から生じた汚泥
- (2) ディスポーザー排水処理槽（生ごみを粉砕し、水と混和して排水する装置に接続され、当該排水を浄化するために設置された処理槽をいう。）から生じた汚泥（前号に掲げるものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ディスポーザー排水処理槽から生じた汚泥を新たに処理することに伴い、条例を改正する必

要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 3 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 1 8 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に改め、「とする。）」の次に「及び山林所得金額」と、「1 1 0 万円」とあるの

は「125万円」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 114 号

天草市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

天草市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年天草市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 7 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の市道（自転車道を設ける市道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける市道にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の市道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の市道（自転車道を設ける市道及び前項に規定する市道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該市道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の市道」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の市道で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「市道（」を「市道で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第29条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第38条中「第7条第1項」の次に「、第8条第1項及び第2項」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種及び第4種の市道については、この条例による改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### （提案理由）

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 5 号

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

天草市道路占用料徴収条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に 掲げる工作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	6 4 0 円
	第二種電柱		9 8 0 円
	第三種電柱		1, 3 2 0 円
	第一種電話柱		5 7 0 円
	第二種電話柱		9 1 0 円
	第三種電話柱		1, 2 5 0 円
	その他の柱類		5 7 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに つき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 6 0 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	3 4 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公	1 個につき 1 年	1, 1 4 0 円

	衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		480円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,140円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
	外径が1メートル以上のもの		680円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,140円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	Aに0.005を乗じて得た額	
	階数が1のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		

	上空に設ける通路		550円
	地下に設ける通路		330円
	その他のもの		1,140円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア） 一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110円
	（ア）を除く。） その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
	標識	1本につき1年	910円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
		その他のもの	550円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,140円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110円

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額

(備考)

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるものについて近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の固定資産税評価額を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に1月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

道路占用料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 116 号

あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

令和 2 年 1 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市牛深町字鬼塚 2061 番 16 に隣接する無番地地先、字石神 2039 番 12 及び 2039 番 126 地先、2039 番 85 に隣接する無番地地先、2039 番 52 及び 2039 番 64 地先、2039 番 83 及び 2039 番 102 に隣接する無番地地先並びに字白濱 1211 番 23 地先の公有水面埋立地

22, 260. 33 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 7 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

あらたに生じた土地	編入する字
天草市牛深町字鬼塚 2 0 6 1 番 1 6 に隣接する無番地地先、字石神 2 0 3 9 番 1 2 及び 2 0 3 9 番 1 2 6 地先、2 0 3 9 番 8 5 に隣接する無番地地先、2 0 3 9 番 5 2 及び 2 0 3 9 番 6 4 地先、2 0 3 9 番 8 3 及び 2 0 3 9 番 1 0 2 に隣接する無番地地先並びに字白濱 1 2 1 1 番 2 3 地先の公有水面埋立地 2 2, 2 6 0. 3 3 平方メートル	天草市牛深町字 石神

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 8 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
五和町 御領	大塘	8 7 6 9 番の一部、8 7 8 9 番の一部、 8 7 9 0 番の一部、8 7 9 6 番の一部、 8 7 9 7 番の一部、8 7 9 9 番の一部、 8 8 0 1 番の一部、8 8 0 2 番の一部、 8 8 0 3 番 1 の一部、8 8 0 3 番 2 及 びこれらの区域に隣接する道路、水路 である公有地の一部	五和町 御領	新開
五和町 御領	大塘	8 7 8 6 番の一部、8 7 8 8 番の一部、 8 7 8 9 番の一部及びこれらの区域に 隣接する道路である公有地の全部並び に 8 8 0 3 番 2 に隣接する道路である 公有地の一部	五和町 御領	干切
五和町 御領	新開	9 6 2 8 番 5 6 に隣接する道路である 公有地の一部	五和町 御領	干切
五和町 御領	干切	8 8 0 4 番 3 の一部	五和町 御領	新開

五和町 御領	干切	8811番1の一部、8811番2の一部、8812番2、8813番、8816番、8817番1及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	五和町 御領	大塘
-----------	----	---	-----------	----

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 119 号

工事請負契約の変更について

令和 2 年 8 月 7 日議決された議第 81 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

「契約の金額 437,030,000 円」を「契約の金額 407,633,386 円」とする。

(提案理由)

(都) 今釜本渡港線橋梁 (P2・P3 橋脚) 工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を減額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 120 号

指定管理者の指定について

天草市営火葬場条例（平成 20 年天草市条例第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市営天草本渡斎場

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 6587 番地

有限会社 光正社

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 1 号

公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて

公有水面埋立免許に関しては、免許権者（熊本県知事）に対し、次のとおり意見を述べるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 出願者の住所及び氏名

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 道路管理者 熊本県

2 埋立位置及び埋立区域

(1) 埋立位置

天草市新和町中田字後大坪 5 番 6、1 番 4、3 番 2 地先の公有水面

(2) 埋立区域

次の①の地点から⑩の地点を順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成 3 1 年の春分の満潮位（TP + 1. 6 8 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	基点	三等三角点広浦（北緯 3 2 度 1 9 分 2 1. 4 9 2 9 秒、東経 1 3 0 度 1 0 分 4 7. 7 0 8 1 秒）	から	2 7 3 度 0 5 分 3 2 秒	2 3 4 8. 5 3 m の地点
②の地点	①の地点から	1 7 7 度 1 5 分 5 1 秒		1 6 5. 7 0 m の地点	
③の地点	②の地点から	1 8 5 度 3 4 分 2 2 秒		1 0. 6 4 m の地点	
④の地点	③の地点から	1 9 5 度 4 5 分 1 2 秒		8. 0 4 m の地点	
⑤の地点	④の地点から	2 0 4 度 0 2 分 2 3 秒		5. 3 4 m の地点	
⑥の地点	⑤の地点から	2 1 1 度 5 8 分 4 3 秒		7. 0 3 m の地点	
⑦の地点	⑥の地点から	2 2 2 度 3 0 分 2 7 秒		9. 3 0 m の地点	
⑧の地点	⑦の地点から	2 3 1 度 1 5 分 1 6 秒		8. 6 7 m の地点	
⑨の地点	⑧の地点から	2 3 9 度 4 9 分 0 8 秒		7. 1 1 m の地点	
⑩の地点	⑨の地点から	2 5 1 度 1 6 分 1 7 秒		9. 1 3 m の地点	

⑪の地点	⑩の地点から	2 6 5 度 1 8 分 5 4 秒	1 2 . 1 7 mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	2 7 4 度 0 0 分 4 0 秒	7 . 2 9 mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	2 7 9 度 3 5 分 5 6 秒	4 5 . 3 9 mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	2 8 6 度 0 4 分 0 5 秒	9 . 2 4 mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	2 8 9 度 2 4 分 1 1 秒	6 . 8 9 mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	2 9 3 度 1 0 分 0 9 秒	6 . 9 0 mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	2 9 7 度 4 4 分 3 0 秒	1 1 . 5 9 mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	3 0 6 度 0 8 分 0 3 秒	1 4 . 5 0 mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	3 0 0 度 1 9 分 3 8 秒	3 3 . 8 1 mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	3 0 度 2 3 分 3 0 秒	0 . 2 8 mの地点

### 3 埋立地の用途

道路敷	4, 3 3 0 . 8 4 平方メートル
護岸敷	6 1 5 . 8 1 平方メートル
合計	4, 9 4 6 . 6 5 平方メートル

### 4 埋立地の面積

4, 9 4 6 . 6 5 平方メートル

意見 公有水面埋立免許をされることについては、何ら異議ありません。

(提案理由)

埋立免許権者に対して公有水面埋立免許に関する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 2 号

令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 2 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,531,444 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,072,653 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,456,000	88,820	22,544,820
	1 地方交付税	22,456,000	88,820	22,544,820
13 分担金及び負担金		301,736	1,455	303,191
	1 分担金	49,613	1,455	51,068
15 国庫支出金		17,587,074	164,320	17,751,394
	1 国庫負担金	5,843,653	△ 7,187	5,836,466
	2 国庫補助金	11,729,773	170,412	11,900,185
	3 国庫委託金	13,648	1,095	14,743
16 県支出金		4,425,265	91,809	4,517,074
	1 県負担金	2,663,153	△ 26,211	2,636,942
	2 県補助金	1,592,730	118,020	1,710,750
18 寄附金		1,600,000	2,000	1,602,000
	1 寄附金	1,600,000	2,000	1,602,000
19 繰入金		3,194,509	△ 929,100	2,265,409
	2 基金繰入金	3,194,509	△ 929,100	2,265,409
20 繰越金		1	1,518,334	1,518,335
	1 繰越金	1	1,518,334	1,518,335
21 諸収入		782,568	22,606	805,174
	5 雑入	591,242	22,606	613,848

22 市債		5,545,100	571,200	6,116,300
	1 市債	5,545,100	571,200	6,116,300
補正されなかった款項に係る額		10,648,956		10,648,956
歳入合計		66,541,209	1,531,444	68,072,653

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		275,975	△ 1,922	274,053
	1 議会費	275,975	△ 1,922	274,053
2 総務費		9,897,272	968,245	10,865,517
	1 総務管理費	9,210,693	965,164	10,175,857
	2 徴税費	332,815	△ 5,295	327,520
	3 地籍調査費	47,464	76	47,540
	4 戸籍住民基本台帳費	176,567	8,883	185,450
	5 選挙費	27,298	△ 194	27,104
	6 統計調査費	59,088	250	59,338
	7 監査委員費	43,347	△ 639	42,708
3 民生費		25,663,979	△ 90,835	25,573,144
	1 社会福祉費	12,796,037	△ 28,035	12,768,002
	2 高齢者福祉費	4,492,378	△ 56,944	4,435,434
	3 児童福祉費	6,611,599	2,203	6,613,802
	4 生活保護費	1,536,640	△ 8,059	1,528,581
4 衛生費		6,330,545	△ 16,304	6,314,241
	1 保健衛生費	984,857	28,333	1,013,190
	2 環境費	3,269,709	△ 13,689	3,256,020
	3 斎場費	82,567	△ 7,670	74,897
	4 水道費	747,104	5,962	753,066
	5 病院費	1,099,360	△ 14,933	1,084,427
	6 看護専門学校費	146,948	△ 14,307	132,641

5 農林水産業費		2,501,352	67,161	2,568,513
	1 農業費	1,480,439	33,339	1,513,778
	2 林業費	337,768	26,782	364,550
	3 水産業費	683,145	7,040	690,185
6 商工費		2,542,212	210	2,542,422
	1 商工費	2,542,212	210	2,542,422
7 土木費		4,374,211	△ 6,452	4,367,759
	1 土木管理費	196,742	△ 3,946	192,796
	2 道路橋梁費	1,396,531	△ 3,165	1,393,366
	3 河川費	236,597	△ 4,924	231,673
	4 港湾費	189,566	△ 3,663	185,903
	5 都市計画費	2,071,846	9,049	2,080,895
	7 住宅費	282,929	197	283,126
8 消防費		2,111,654	△ 1,161	2,110,493
	1 消防費	2,111,654	△ 1,161	2,110,493
9 教育費		4,093,553	597,952	4,691,505
	1 教育総務費	1,704,940	△ 5,688	1,699,252
	2 小学校費	353,564	△ 13,840	339,724
	3 中学校費	274,160	8,574	282,734
	4 幼稚園費	148,350	△ 14,583	133,767
	6 学校給食費	896,963	627,123	1,524,086
	7 社会教育費	715,576	△ 3,634	711,942
10 災害復旧費		1,554,722	14,550	1,569,272
	1 農林水産施設災害復旧費	392,753	14,550	407,303

補正されなかった款項に係る額	7,195,734		7,195,734
歳出合計	66,541,209	1,531,444	68,072,653

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 環境費	汚泥再生処理センター整備事業	16,681
5 農林水産業費	1 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	30,000
	2 林業費	有害鳥獣資源化事業	53,596
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	29,105
		景観からの島づくり事業	29,008
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	519,000
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	148,000
		公園施設長寿命化対策支援事業	6,448
9 教育費	3 中学校費	中学校施設営繕事業	5,184
	6 学校給食費	（新）本渡学校給食センター建設事業	647,625
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（治山施設）	14,550

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報紙印刷製本費	令和3年度	5,408
広報紙印刷製本費	令和3年度	14,867
広報紙配送業務委託料	令和3年度	4,066
ケーブルテレビ行政放送委託料	令和3年度	1,994
コミュニティセンター指定管理料（53施設）	令和3年度	241,729
緊急通報システム運用業務委託料	令和3年度～令和5年度	34,215
ごみ袋作製費	令和3年度	29,994
一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃及び倉岳地区を除く全て）	令和3年度	425,884
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	令和3年度	23,692
一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）運搬業務委託料	令和3年度	90,056
天草市汚泥再生処理センター運転管理業務委託料	令和3年度～令和7年度	667,120
総合交流ターミナル施設ユメール指定管理料	令和3年度	22,525
道路維持補修業務委託料	令和3年度	175,900
瀬戸歩道橋操作及び保守点検業務委託料	令和3年度～令和7年度	205,780
スクールボート運航管理業務委託料	令和3年度	25,016
本渡北小学校仮設校舎借上料	令和3年度～令和7年度	6,499
（新）本渡学校給食センター建設事業	令和3年度～令和4年度	1,317,359

## 2 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
漁業経営安定資金利子等補給	令和3年度～ 令和12年度	10,940	令和3年度～ 令和12年度	34,330

第4表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林業施設整備事業	18,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するもの による。ただし、 市財政の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、又は繰上 償還もしくは低 利に借換えるこ とができる。	23,200	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
漁港施設整備事業	202,600	〃	〃	〃	210,100	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	58,500	〃	〃	〃	68,300	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	49,100	〃	〃	〃	56,400	〃	〃	〃
共同調理場施設整備事業	13,100	〃	〃	〃	590,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	699,600	〃	〃	〃	699,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	948,000	〃	〃	〃	913,200	〃	〃	〃

議第 1 2 3 号

令和 2 年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 272,334 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,744,926 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,104,366	△ 20,737	1,083,629
	1 一般会計繰入金	1,104,365	△ 20,737	1,083,628
8 繰越金		1	293,071	293,072
	1 繰越金	1	293,071	293,072
補正されなかった款項に係る額		11,368,225		11,368,225
歳入合計		12,472,592	272,334	12,744,926

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		147,605	4,362	151,967
	1 総務管理費	126,562	4,362	130,924
2 保険給付費		9,399,333	216,027	9,615,360
	1 療養諸費	7,981,903	216,027	8,197,930
6 保健事業費		140,665	△ 42	140,623
	3 総合保健施設事業費	26,757	△ 42	26,715
9 諸支出金		10,001	51,987	61,988
	1 償還金及び還付加算金	10,001	51,987	61,988
補正されなかった款項に係る額		2,774,988		2,774,988
歳出合計		12,472,592	272,334	12,744,926

議第 1 2 4 号

令和 2 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 274, 746 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12, 265, 538 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,214,565	1,595	3,216,160
	2 国庫補助金	1,245,479	1,595	1,247,074
7 繰入金		2,205,502	△ 88,953	2,116,549
	1 一般会計繰入金	1,911,502	△ 88,953	1,822,549
8 繰越金		14,093	362,104	376,197
	1 繰越金	14,093	362,104	376,197
補正されなかった款項に係る額		6,556,632		6,556,632
歳入合計		11,990,792	274,746	12,265,538

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		256,062	△ 3,988	252,074
	1 総務管理費	152,071	△ 3,988	148,083
6 基金積立金		328	234,484	234,812
	1 基金積立金	328	234,484	234,812
8 諸支出金		17,093	44,250	61,343
	1 償還金及び還付加算金	17,093	44,250	61,343
補正されなかった款項に係る額		11,717,309		11,717,309
歳出合計		11,990,792	274,746	12,265,538

議第 1 2 5 号

令和 2 年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,410 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,345,617 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		0	383	383
	1 県補助金	0	383	383
4 繰入金		475,558	△ 11,901	463,657
	1 一般会計繰入金	475,558	△ 11,901	463,657
5 繰越金		1	3,175	3,176
	1 繰越金	1	3,175	3,176
6 諸収入		43,497	△ 67	43,430
	4 雑入	42,455	△ 67	42,388
補正されなかった款項に係る額		834,971		834,971
歳入合計		1,354,027	△ 8,410	1,345,617

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,557	2,692	38,249
	1 総務管理費	33,723	2,692	36,415
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,282,288	△ 11,102	1,271,186
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,282,288	△ 11,102	1,271,186
補正されなかった款項に係る額		36,182		36,182
歳出合計		1,354,027	△ 8,410	1,345,617

議第 1 2 6 号

令和 2 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 815 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120,627 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		59,004	708	59,712
	1 一般会計繰入金	59,004	708	59,712
7 繰越金		1	107	108
	1 繰越金	1	107	108
補正されなかった款項に係る額		60,807		60,807
歳入合計		119,812	815	120,627

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		98,846	815	99,661
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	98,846	815	99,661
補正されなかった款項に係る額		20,966		20,966
歳出合計		119,812	815	120,627

議第 1 2 7 号

令和 2 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,175 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 244,450 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		92,436	△ 10,586	81,850
	1 診療収入	92,436	△ 10,586	81,850
5 繰入金		94,977	△ 7,035	87,942
	1 一般会計繰入金	94,977	△ 7,035	87,942
6 繰越金		1	16,446	16,447
	1 繰越金	1	16,446	16,447
補正されなかった款項に係る額		58,211		58,211
歳入合計		245,625	△ 1,175	244,450

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		206,908	△ 1,175	205,733
	1 総務管理費	206,908	△ 1,175	205,733
補正されなかった款項に係る額		38,717		38,717
歳出合計		245,625	△ 1,175	244,450

議第 1 2 8 号

令和 2 年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度天草市の歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 566 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,706 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 歯科診療収入		24,600	△ 840	23,760
	1 歯科診療収入	24,600	△ 840	23,760
3 繰入金		24,132	△ 8,025	16,107
	1 一般会計繰入金	24,132	△ 8,025	16,107
4 繰越金		1	9,431	9,432
	1 繰越金	1	9,431	9,432
補正されなかった款項に係る額		1,407		1,407
歳入合計		50,140	566	50,706

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		37,866	566	38,432
	1 総務管理費	37,792	566	38,358
補正されなかった款項に係る額		12,274		12,274
歳出合計		50,140	566	50,706

議第 1 2 9 号

令和 2 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		82,567	△ 7,670	74,897
	1 繰入金	82,567	△ 7,670	74,897
4 繰越金		1	7,670	7,671
	1 繰越金	1	7,670	7,671
補正されなかった款項に係る額		801,130		801,130
歳入合計		883,698	0	883,698

令和2年度天草市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度天草市の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 病院事業収益	3,995,755 千円		149,670 千円	4,145,425 千円
第2項 医業外収益	726,045 千円		149,670 千円	875,715 千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	3,993,537 千円		81,556 千円	4,075,093 千円
第1項 医業費用	3,923,319 千円		81,556 千円	4,004,875 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「250,736 千円」を「255,766 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「15,888 千円」を「21,309 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「234,848 千円」を「234,457 千円」に

改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第 1 款 資本的収入	262,943 千円	54,602 千円	317,545 千円
第 3 項 県補助金	29,419 千円	54,602 千円	84,021 千円
		支 出	
第 1 款 資本的支出	513,679 千円	59,632 千円	573,311 千円
第 1 項 建設改良費	174,763 千円	59,632 千円	234,395 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
( 1 ) 職員給与費	2,586,758 千円	70,133 千円	2,656,891 千円

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 8 条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	151,077 千円	127 千円	151,204 千円
合	計	175,505 千円	127 千円	175,632 千円

(債務負担行為)

第6条 予算第10条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第1表 債務負担行為」のとおり追加する。

令和2年11月30日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院清掃業務委託料（牛深・河浦）	令和3年度～令和5年度	78,452
	年度別内訳	
	令和3年度	26,150
	令和4年度	26,151
	令和5年度	26,151
浄化槽保守点検業務委託料	令和3年度～令和5年度	24,850
	年度別内訳	
	令和3年度	8,284
	令和4年度	8,283
	令和5年度	8,283
透視撮影装置保守業務委託料	令和3年度～令和5年度	11,817
	年度別内訳	
	令和3年度	3,939
	令和4年度	3,939
	令和5年度	3,939
自動分析装置保守業務委託料	令和3年度～令和5年度	4,404
	年度別内訳	
	令和3年度	1,468
	令和4年度	1,468
	令和5年度	1,468

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
FCRシステム保守業務委託料	令和3年度～令和5年度	2,882
	年度別内訳	
	令和3年度	960
	令和4年度	961
	令和5年度	961
自動ドア保守管理業務委託料	令和3年度～令和5年度	2,403
	年度別内訳	
	令和3年度	801
	令和4年度	801
	令和5年度	801
電話設備保守管理業務委託料	令和3年度～令和5年度	1,665
	年度別内訳	
	令和3年度	555
	令和4年度	555
	令和5年度	555
X線撮影装置保守業務委託料	令和3年度～令和5年度	1,650
	年度別内訳	
	令和3年度	550
	令和4年度	550
	令和5年度	550

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
検査・健診システム保守業務委託料	令和3年度～令和5年度	1,470
	年度別内訳	
	令和3年度	490
	令和4年度	490
	令和5年度	490
感染性産業廃棄物処理業務委託料	令和3年度～令和5年度	契約に定める額
	年度別内訳	
	令和3年度	契約に定める額
	令和4年度	契約に定める額
	令和5年度	契約に定める額
廃棄物収集運搬処理業務委託料	令和3年度～令和5年度	契約に定める額
	年度別内訳	
	令和3年度	契約に定める額
	令和4年度	契約に定める額
	令和5年度	契約に定める額
患者衣・寝具等賃借料	令和3年度～令和5年度	契約に定める額
	年度別内訳	
	令和3年度	契約に定める額
	令和4年度	契約に定める額
	令和5年度	契約に定める額
オーダリングシステム等保守管理委託料	令和3年度	18,478

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
CTスキャナ保守業務委託料	令和3年度	8,452
医用画像システム保守点検業務委託料	令和3年度	7,061
医療ガス設備保守点検業務委託料	令和3年度	4,344
エレベーター等保守管理業務委託料	令和3年度	4,334
病院管理等業務委託料	令和3年度	3,089
空調設備保守点検業務委託料	令和3年度	3,401
病院清掃業務委託料（栖本）	令和3年度	2,297
内視鏡保守点検業務委託料	令和3年度	2,074
浄化槽清掃等業務委託料	令和3年度	1,532
排水処理槽点検業務委託料	令和3年度	1,459
消防設備保守点検業務委託料	令和3年度	1,360
人工呼吸器等保守点検業務委託料	令和3年度	1,281
自動分析装置保守点検業務委託料	令和3年度	1,242
コンピューテッドラジオグラフィ保守業務委託料	令和3年度	942
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	令和3年度	516
臨床検査業務委託料	令和3年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	令和3年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	令和3年度	契約に定める額

令和 2 年度天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度天草市の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第 1 款 事業収益	2,633,016 千円	1,997 千円	2,635,013 千円
第 2 項 営業外収益	733,938 千円	1,997 千円	735,935 千円
		支 出	
第 1 款 事業費	2,475,394 千円	△16,650 千円	2,458,744 千円
第 1 項 営業費用	2,265,122 千円	△16,650 千円	2,248,472 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 1 6 9, 7 8 6 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 7, 1 2 9 千円、過年度分損益勘定留保資金 1, 1 2 2, 6 5 7 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額 1, 173, 454 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47, 125 千円、減債積立金 180, 000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 946, 329 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第 1 款 資本的収入	290,332 千円	△35 千円	290,297 千円
第 1 項 出資金	225,099 千円	△35 千円	225,064 千円
		支 出	
第 1 款 資本的支出	1,460,118 千円	3,633 千円	1,463,751 千円
第 1 項 建設改良費	554,126 千円	3,633 千円	557,759 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	185,178 千円	△13,017 千円	172,161 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 9 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理等業務委託	令和3年度～令和7年度	1,041,415千円
	年度別内訳	
	令和3年度	208,283千円
	令和4年度	208,283千円
	令和5年度	208,283千円
	令和6年度	208,283千円
令和7年度	208,283千円	
水道事業水質検査業務委託	令和3年度	22,029千円

令和2年11月30日提出

天草市長 中 村 五 木

令和 2 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度天草市の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 事業費	1,865,458 千円	2,090 千円	1,867,548 千円
第 1 項 営業費用	1,747,525 千円	2,090 千円	1,749,615 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 5 7, 0 9 9 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 5, 6 1 6 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 1 6, 7 2 0 千円、当年度分損益勘定留保資金 4 2 4, 7 6 3 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 5 5, 4 7 1 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 5, 6 1 4 千円、減債積立金 1 5 0, 0 0 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 2 4, 4 3 0 千円、当年度分損益勘定留保資金 2 6 5, 4 2 7 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出	
第 1 款 資本的支出	1,136,586 千円	△1,628 千円	1,134,958 千円
第 1 項 建設改良費	432,724 千円	△1,628 千円	431,096 千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託	令和 3 年度～令和 7 年度	973,565 千円
	年度別内訳	
	令和 3 年度	194,713 千円
	令和 4 年度	194,713 千円
	令和 5 年度	194,713 千円
	令和 6 年度	194,713 千円
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和 3 年度～令和 7 年度	18,240 千円
	年度別内訳	
	令和 3 年度	3,648 千円
	令和 4 年度	3,648 千円

	令和 5 年度	3,648 千円
	令和 6 年度	3,648 千円
	令和 7 年度	3,648 千円
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和 3 年度	4,055 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和 3 年度	1,856 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和 3 年度	25,516 千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	8,884 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	14,409 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	12,154 千円
汚泥脱水業務委託	令和 3 年度	8,715 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	9,884 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和 3 年度	1,857 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和 3 年度	11,104 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	12,059 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和 3 年度	8,057 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	8,610 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	9,109 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	10,813 千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和 3 年度	3,057 千円

水質・汚泥成分分析業務委託	令和3年度	10,769千円
---------------	-------	----------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	102,323千円	462千円	102,785千円

令和2年11月30日提出

天草市長 中村五木